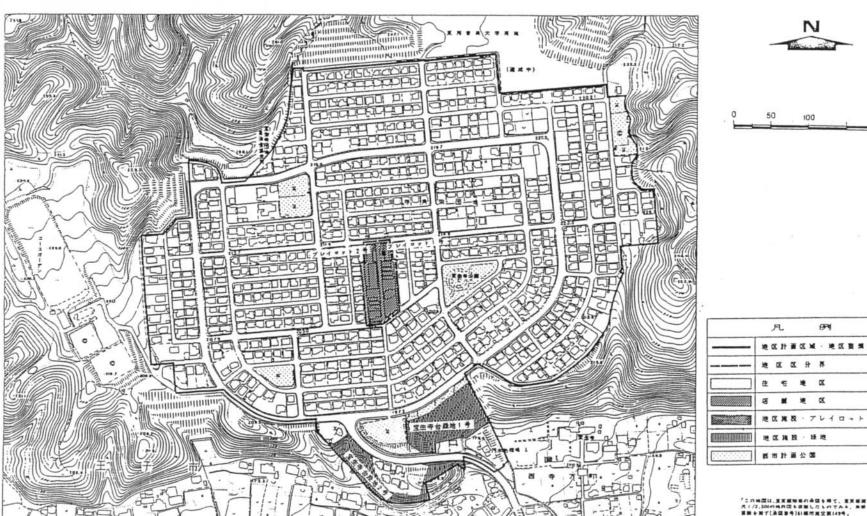
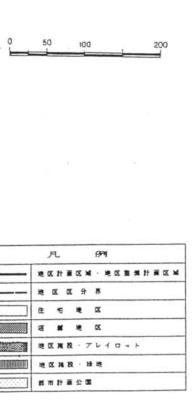
\王子都市計画 宝生寺地区地区計画 計画図 (八王子市決定)

八王子市西寺方町地内

地域計画部土地利用計画器

N





都市計画宝生寺地区地区計画を次のように決定する。

都市計画宝生寺地区地区計画を次(名 称				宝生寺地区地区計画			
位 置		置	八王子市西寺方町地内				
面積			積	2 5 . 8 ha			
区	地	区計画の	目標	当地区は、低層の一戸建住宅地として良好な住環境が形成されている。			
域	そこで、本計画により良好な住環境の保全を図るとともに、緑あふれる住宅地として発展さ				住宅地として発展させることを目		
奥の	() 押レナス						
整	土地利用の方針			地区を住宅地区と店舗地区に分け、それぞれ次のように定める。			
備				<住宅地区>			
•				良好な住環境を有する低層の一戸建住宅地として土地利用を図る。			
開				<店舗地区>			
発				住宅地区とのバランスを配慮し、日用品の供給を目的とした商業地として土地利用を図る。			
及	地区施設の整備方針			公園(プレイロット)2箇所、緑地2箇所を配置し、整備する。			
び	建築物等の整備方針			<住宅地区>			
保				良好な住環境を保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及			
全				び建築物の高さの最高限度を定め、建築行為等を規制、誘導する。			
の				<店舗地区>			
方				住宅地区の住環境を損なうことのないよう、建築物の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、建			
針				築行為等を規制、誘導する。			
	位置			八王子市西寺方町地内			
地	面積		積	25.8ha			
	地区	地区施設の配置		名 称	面 積 (平方メートル)	備 考	
	及び類	見模	公 園	プレイロット1号	約116	既設	
				プレイロット2号	約115	既設	
				名 称	面 積 (平方メートル)		
			緑地	宝生寺台緑地 1 号	約4,460	既設	
				宝生寺台緑地2号	約3,731	既設	
区	2 2 2 2		名 称	住 宅	地区	店 舗 地 区	
	建 地区の区分		面積	25.	3 7 ha	0. 43ha	
		建築物の用途	金の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。		次の各号に掲げる建築物は建	
	(知事承認事項)			1. 住宅(長屋を除く。以下同じ)		築してはならない。	
	築					1. 住宅(長屋に限る。)	
						2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
整							
	物						
	に			内に設けて業務を運営するもの)を除く。)		
				(2) 学習塾、華道教室、囲碁教室	その他これらに類する施設		
/ -11-				(3) 出力の合計が 0.2kw 以下の原動機を使用する美術品又は工芸品を			
備	関			製作するためのアトリエ又は工房			
				3. 診療所(患者の収容施設を有す	-		
				4. 前各号の建築物に附属する建築	5物		
	す	建築物の敷地面積の					
		最低限度		1 6 0 m²			
		(知事承認事項)					
計	る	壁面の位置の制限			主の面から隣地境界線までの距離は、		
	ره			0.7m以上としなければならない。			
					よい距離にある建築物又は建築物の部		
	事			分が次の各号の一に該当する場合に			
					(自動車車庫を除く。)に供し、軒の		
					面積の合計が 5 ㎡以内であること。		
画	ᅲ	74/24 5 4	レの日土	2. 自動車車庫で軒の高さが 2.3r	n以下であること。	1.0	
	項	建築物の高さ		9 m	こしょうけんばんとんい	1 0 m	
/ .++-	限度(知事承認事項)			ただし、地階を除く階数は2以下			
備	考	考 区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり					